

令和4年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：令和4年4月26日（火） 午前10時から

場所：桜井市役所 本庁 3階 第1会議室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1. 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

資料1 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（改正案）

資料2 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（改正案_見え消し）

2. 「桜井市地域公共交通計画（仮称）」策定事業について

資料3 「桜井市地域公共交通計画（仮称）」策定事業概要

資料4 桜井市地域公共交通計画策定支援業務仕様書（案）

3. 令和4年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）について

資料5 令和4年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約(案)

平成21年2月12日制定

平成23年1月11日変更

平成27年4月15日変更

令和2年4月1日変更

令和4年4月26日変更

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、この協議会は道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県桜井市大字栗殿432番地の1 桜井市役所庁舎内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 桜井市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者又はその団体を代表する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 監査員 2人

3 会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、桜井市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、桜井市市長公室長が会長の職務を代理する。

(監査員)

第7条 監査員は、委員の中から会長が指名する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議(以下「会議」という。)において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急な必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるとき、その他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

6 会議は原則として公開とする。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、桜井市市長公室行政経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

別表(第4条関係)

桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員

桜井市副市長
近畿運輸局奈良運輸支局長
奈良県中和土木事務所
奈良県桜井警察署
奈良県地域公共交通施策担当課
桜井市自治連合会
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会
桜井市老人クラブ連合会
奈良県交通運輸産業労働組合協議会
公益社団法人奈良県バス協会
一般社団法人奈良県タクシー協会
奈良交通株式会社
一般社団法人奈良県タクシー協会 桜井部会
西日本旅客鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約(案)

平成 21 年 2 月 12 日制定

平成 23 年 1 月 11 日変更

平成 27 年 4 月 15 日変更

令和 2 年 4 月 1 日変更

令和 4 年 4 月 26 日変更

(設置)

第 1 条 ~~桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、~~地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）をに設置する。なお、この協議会は道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1 桜井市役所庁舎内に置く。

(協議事項等)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 桜井市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる者又はその団体を代表する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 監査員 2 人

3 会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、桜井市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、桜井市市長公室長が会長の職務を代理する。

(監査員)

第7条 監査員は、委員の中から会長が指名する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議(以下「会議」という。)において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、~~代理の者を出席させることができる。~~あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急な必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるとき、その他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

~~6-5~~ 会議は原則として公開とする。

~~7-6~~ 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、桜井市市長公室行政経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入を

もって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

別表（第4条関係）

桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員

構 成		所 属 団 体 名	役 職
協議会	会 長	桜井市 副市長	副 市 長
	委 員	近畿運輸局奈良運輸支局 長	支 局 長
		奈良県中和土木事務所	所 長
		奈良県桜井警察署	署 長
		奈良県 地域交通施策担当課県土 マネジメント部リニア推進・地域 交通対策課	課 長
		桜井市自治連合会	会 長
		社会福祉法人桜井市社会福祉協 議会	会 長
		桜井市老人クラブ連合会	会 長
		奈良県交通運輸産業労働組合協 議会	事務局長
		公益社団法人奈良県バス協会	専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協 会	専務理事
		奈良交通株式会社	乗合バス事業部長
		一般社団法人奈良県タクシー協 会 桜井部会	部 会 長
		西日本旅客鉄道株式会社 王寺鉄道部	総務営業科長
		近畿日本鉄道株式会社 榛原駅	駅長

「桜井市地域公共交通計画（仮称）」策定事業について

〈背景〉

桜井市における公共交通網は、鉄道（ＪＲ万葉まほろば線、近鉄大阪線）、奈良交通路線バス、桜井市コミュニティバス４路線、デマンド型乗合タクシーなどが運行している。これら公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少局面の影響を受けており、今後さらに人口減少・高齢社会の進展により、その影響はますます増大することが見込まれている。

〈事業内容〉

今後の社会情勢に伴う移動需要の変化を見据えつつ市内の地域の公共交通体系の整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な交通網を形成するための公共交通施策のマスタープランとなる「桜井市地域公共交通計画」を策定する。

「桜井市地域公共交通計画」策定スケジュール（予定）

令和４年度												令和 ５年度
４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月
★		☆		地 域 公 共 交 通 会 議 ☆			通 会 議 ☆				☆	新 計 画 施 行
	☆		☆		庁 内 検 討 会 議 ☆					☆		
							政 策 会 議 ☆					
								パ ブ コ メ				
					観 光 施 設、交 通 事 業 者 等 へ の ヒ ア リ ン グ							

事業開始（交付決定・契約）

桜井市地域公共交通計画策定支援業務仕様書（案）

本仕様書は、桜井市地域公共交通計画策定支援業務の業務内容について、必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名

桜井市地域公共交通計画策定支援業務

2. 目的

桜井市における公共交通網は、鉄道（ＪＲ万葉まほろば線、近鉄大阪線）、奈良交通路線バス、桜井市コミュニティバス４路線、デマンド型乗合タクシーなどが運行している。

これら公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少局面の影響を受けており、今後さらに人口減少・高齢社会の進展により、その影響はますます増大することが見込まれている。

本業務では、今後の社会情勢に伴う移動需要の変化を見据えつつ市内の地域の公共交通体系の整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な交通網を形成するための公共交通施策のマスタープランとなる「桜井市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和５年３月３１日まで

4. 事業主体

桜井市地域公共交通活性化再生協議会

5. 業務委託内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。詳細については別途打ち合わせの上、決定するものとする

（１）計画準備

本業務目的を十分に把握したうえで、業務の実施方針、内容、スケジュール及び実施体制を整えるものとする。

（２）桜井市の現況調査

桜井市の地勢、土地利用、人口、産業等の基礎データ、商業施設、医療機関及び教育施設等の移動目的地の分布と日常生活圏の形成状況を整理し分析を行う。

(3) 上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性

総合計画及び本業務に関連する計画を整理し、桜井市が目指す将来像及び公共交通に関する基本方針を整理する。

(4) 地域公共交通の現況調査

① 公共交通網の現況把握

鉄道・バス等の公共交通のネットワークと運行状況・運行形態及び利用状況の推移や特性、運行に係る経費や自治体からの補助金等、経営状況の現状等について把握、分析を行う。

② 交通事業者等ヒアリング調査

市内を運行する路線バスやタクシーの運行事業者、目的地となる観光施設や商業施設等の主要施設等に聞き取り調査を行い、利用者の特性や桜井市の公共交通の問題点、公共交通の見直しにあたって留意すべき点等を把握する。

(5) ニーズと課題の整理

前項までの結果及び令和3年度桜井市で実施した住民アンケート調査、利用者アンケート調査を踏まえ、公共交通が直面している状況を把握し、桜井市における公共交通に求められるニーズと解決すべき課題を整理する。

(6) 基本的な方針及び目標、成果指標（目標値）の検討設定

前項までの結果を踏まえ、まちづくりや観光振興、福祉等様々な視点から、公共交通が果たすべき役割と持続可能な公共交通網の形成に向けての基本的な方針と目標、成果指標（目標値）を設定する。

(7) 目標達成のための施策・事業の検討及び体系整理

① 施策の整理

課題の解消や目指すべき将来像の実現等のために必要となる施策について整理する。

② 事業の検討

①の施策を進めるために必要となる事業を整理（目的、概要、事業実施に要する期間等）する。

(8) 計画の達成状況の評価

目標や事業等の達成状況の評価する手法及び評価の時期を整理する。

(9) 計画策定に係る支援

協議会（4回を予定）に必要な資料を作成するとともに、必要な準備、出席及び議事録の作成を行う。また、打ち合わせが必要となったときは随時、打ち合わせを実施するとともに打合せ記録簿を作成し、その都度提出するものとする。

協議会委員の報酬・旅費・会議費等については、当該業務委託料に含まない。

6. 委託料の支払い

業務完了後、速やかに支払う

7. 成果品

- ① 業務報告書（A4版、ファイル綴じ）2部
- ② 桜井市地域公共交通計画 50部
- ③ 上記電子データ 一式

8. 成果品等の取扱い

本業務における成果品及び本業務のために作成した資料は全て発注者に帰属するものであり、許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

9. 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、桜井市個人情報保護条例（平成13年桜井市条例第17号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはいけない。業務終了後においても同様とする。

令和 4 年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算 (案)

(歳 入)

款	項	目	金額	備考
2 補助金	1 補助金	1 補助金	4, 252, 250	○令和 4 年度公共交通基本計画推進支援事業補助金 3, 000, 000 円 ○令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 1, 252, 250 円
合計			4, 252, 250	

(歳 出)

款	項	目	金額	備考
2 事業費	1 事業費	1 事業費	4, 252, 250	○令和 4 年度桜井市地域公共交通計画策定支援業務委託料
合計			4, 252, 250	